

公益財団法人東京都医療保健協会 役員および評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第13号及び公益財団法人東京都医療保健協会の定款第12条及び第26条の規定に基づき、役員報酬等並びに費用の関する支給基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 役員とは、理事及び監事をいう。
2. 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
3. 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
4. 評議員とは、定款第9条に基づき置かれる者をいう。
5. 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
6. 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の種類及び通勤手当)

第3条 役員報酬等は、常勤役員、非常勤役員及び評議員については、通勤手当を支給することができる。

2 常勤役員報酬等の額については、それぞれの職務の状況に応じて、理事会の承認を得て理事長が決定し支給する。

(報酬の支給)

第4条 常勤役員職務執行の対価として基本給を月額として支給する。当該各号に定める額の範囲内で理事会の承認を得て理事長が定める。

(1)理事長 500,000円

(2)常務理事 400,000円

3 常勤役員が院長並びに名誉院長、研究所所長等を兼任する場合は事業所より別途給与規定に基づき支給する。

(報酬の支払方法)

第5条 報酬の支払は、毎月25日とする。但し、その日が休日であるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日とする。

2 常勤役員の報酬等は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。但し、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬等の金額からその金額を控除して支払うものとする。

3 役員の報酬等は、役員の希望により銀行振込により支払うことができる。

4 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

5 前項の規程にかかわらず、月の途中で死亡した常勤役員に対する当該月分の報酬月額は全額を支給する。

(退職金・慰労金)

第6条 常勤役員が退職したときは、その者(死亡退職の場合は遺族)に退職金を支給する。

2 退職金の額は、当該常勤役員が在任した次の各号の役職毎に退職の日における本俸月額に当該役職に在任した月数(以下在任月数という)を乗じて得た額に、当該各号に定める支給率を乗じて得た額を合計した額とする。

(1)理事長 100分の25

(2)常務理事 100分の15

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人東京都医療保健協会の設立登記のあった日から施行する。